

旭川医科大学個人情報管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長
学長職務代理 理事 松野丈夫

旭川医科大学個人情報管理委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学個人情報管理委員会規程（平成25年旭医大達第9号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
第1条・第2条（略） （構成） 第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。 （1）個人情報総括保護管理者 （2）図書館長 （3）教育研究推進センター長 （4）情報基盤センター長 （5）教育研究推進センター専任の教員 1人 （6）情報基盤センター運営委員会委員のうちから 若干人 （7）経営企画部長 （8） <u>事務局次長（総務・教務担当）</u> （9） <u>事務局次長（病院担当）</u>	第1条・第2条（略） （構成） 第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。 （1）個人情報総括保護管理者 （2）図書館長 （3）教育研究推進センター長 （4）情報基盤センター長 （5）教育研究推進センター専任の教員 1人 （6）情報基盤センター運営委員会委員のうちから 若干人 （7）経営企画部長 （8） <u>総務部長</u> （9） <u>病院事務部長</u>

(削除)

(10) 総務課長

(11) 学生支援課長

(12) その他学長が必要と認めた者

2 前項第5号，第6号及び第12号の委員は，学長が委嘱する。

第4条～第10条（略）

附 則

この規程は，令和3年8月23日から施行し，改正後の旭川医科大学個人情報管理委員会規程は，令和3年4月1日から適用する。

【改正理由】

令和3年4月1日付け事務局組織の開始に伴い，所要の改正を行うものである。

(10) 教務部長

(11) 総務課長

(12) 学生支援課長

(13) その他学長が必要と認めた者

2 前項第5号，第6号及び第13号の委員は，学長が委嘱する。

第4条～第10条（略）